

交通サービス調査事業（補助対象経費等）

	補助対象経費	補助率
調査事業	(1) 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業（二次交通対策に係るものに限る。） 調査に要する費用（協議会開催等の事務費、地域データの収集・分析の費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、訪日外国人旅行者等への周知事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等）	10/10（上限額2,000万円）
利用促進事業	(1) 利用促進に係る事業（二次交通対策に係るものに限る。） - 公共交通マップ、総合時刻表等の作成（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費 - 公共交通・乗継情報等の提供（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費 - 訪日外国人旅行者等の割引運賃設定、企画乗車券発行等に要する経費（割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない） - 地域におけるワークショップの開催に要する経費 (2) 利用促進の効果等の評価に係る事業（二次交通対策に係るものに限る。） - 効果検証のための起終点（OD）調査や満足度調査等のフォローアップ調査費 - 協議会開催等の事務費	1/2
補助金の額 （利用促進事業 にあっては補助 対象経費の額）	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額 (2) 補助金交付決定額 (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額	